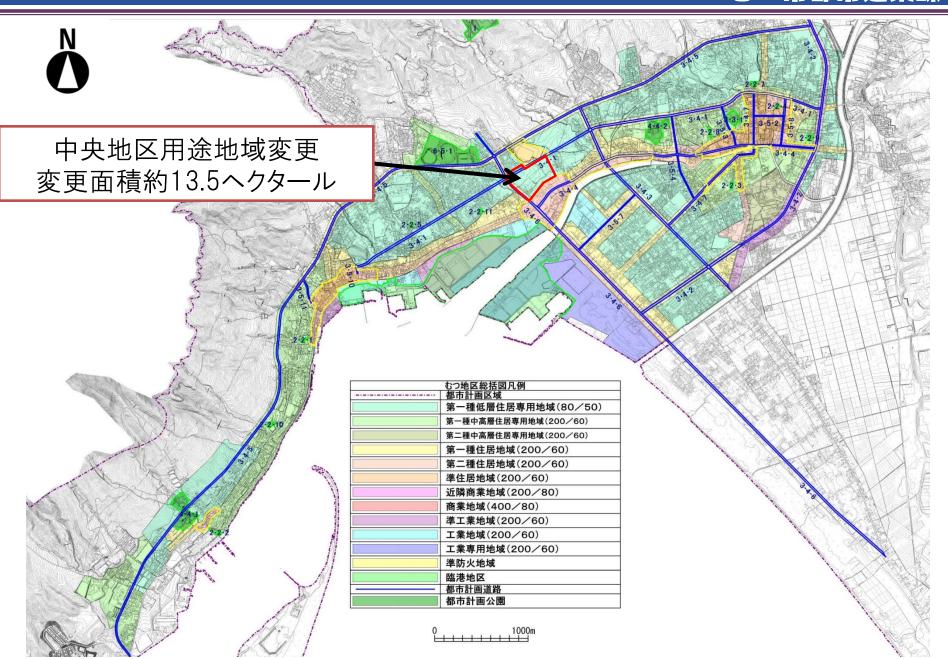
むつ都市計画 用途地域の変更素素説明会

中央地区用途地域变更

日時 平成24年3月22日(木) 18:30~

場所 むつ市役所本庁舎 大会議室1



都市計画として定める地域地区(都市計画法第8条) の最も基礎的なものです。

良好な住環境の形成、住居・商業・工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的としています。

下記12種類ある用途地域のうち、②の第二種低層住居専用地域 を除いた11種類の用途地域をむつ都市計画区域に定めています。

- ①第一種低層住居専用地域
- 7準住居地域
- ②第二種低層住居専用地域
- ⑧近隣商業地域
- ③第一種中高層住居専用地域 ⑨商業地域
- ④第二種中高層住居専用地域 ⑩準工業地域
- 5第一種住居地域

①工業地域

6第二種住居地域

12工業専用地域

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。 小規模なお店や事務所をかねた住宅 や、小中学校などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500m2ま での一定のお店や事務所など必要な 利便施設が建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。

危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。 小中学校などのほか、150m2までの 一定のお店などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。 3,000m2までの店舗、事務所、ホテ ルなどは建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などを するための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も 建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域で す。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500m2までの一定のお 店などが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。

た舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店など が集まる地域です。 住宅や小規模の工場も建てられます。

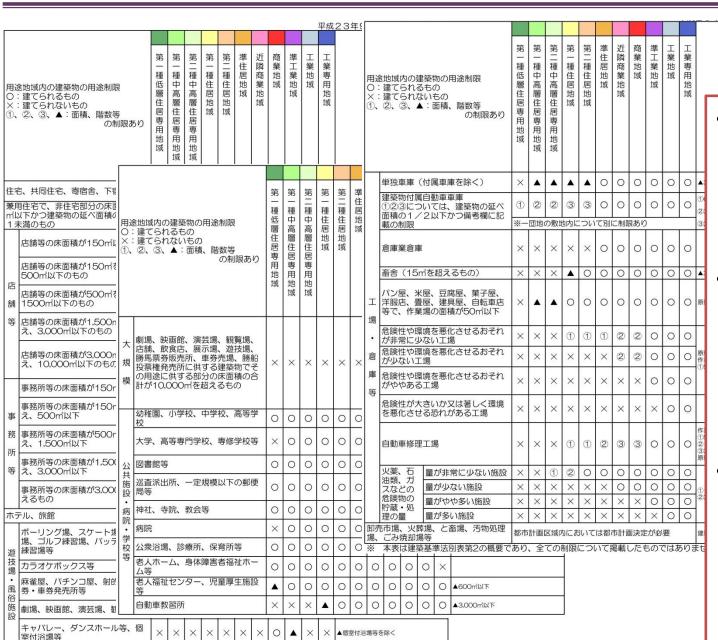
工業専用地域



工場のための地域です。 どんな工場でも建てられますが、住 宅、お店、学校、病院、ホテルなど は建てられません。 12種類の用途地域には、左記のような色が割り当てられています。

都市計画図上で、 土地に対する左 記の各種用途地 域の色が指定され、 建築基準法により 建物物の用途な どの建築制限が 適用されます。

用途地域による建築制限について



- 用途地域と建築 物の用途制限の 関係を表していま す。
- 建築物用途、規模、階数などが、 模、階数などが、 用途地域の指定 により制限されます。
- 表は建築基準法 別表第2の概要で あり、全ての制限 について掲載した ものではありませ ん。

中央地区 用途地域現況



むつ都市計画区域マスタープラン

都市計画として青森県が定める

都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

むつ市都市計画マスタープラン

むつ市が定める

都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的方針



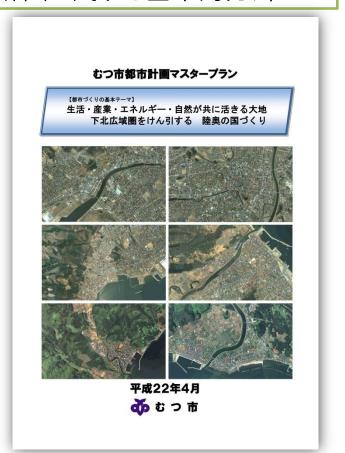
むつ都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

活彩あおもり

平成23年8月

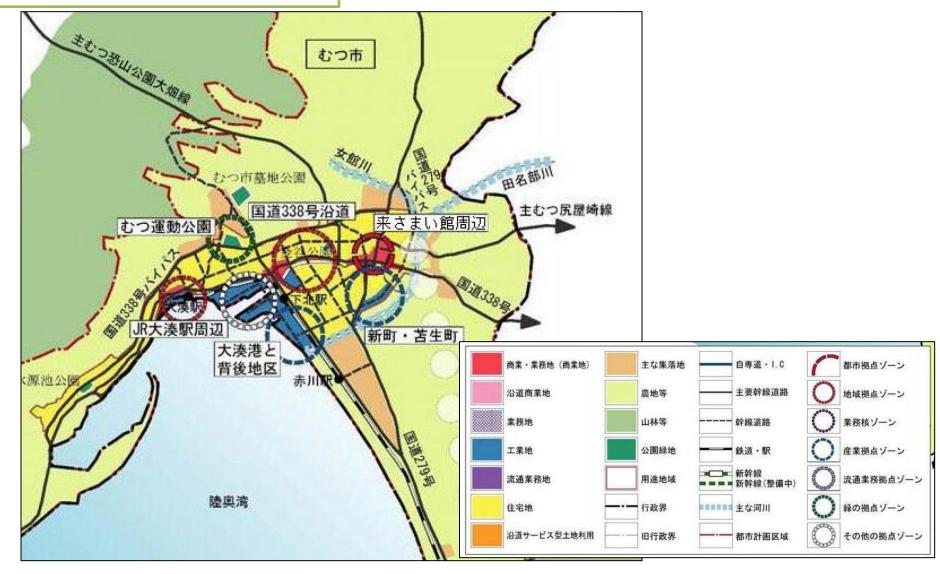
(むつ都市計画区域マスタープラン)

青 森 県

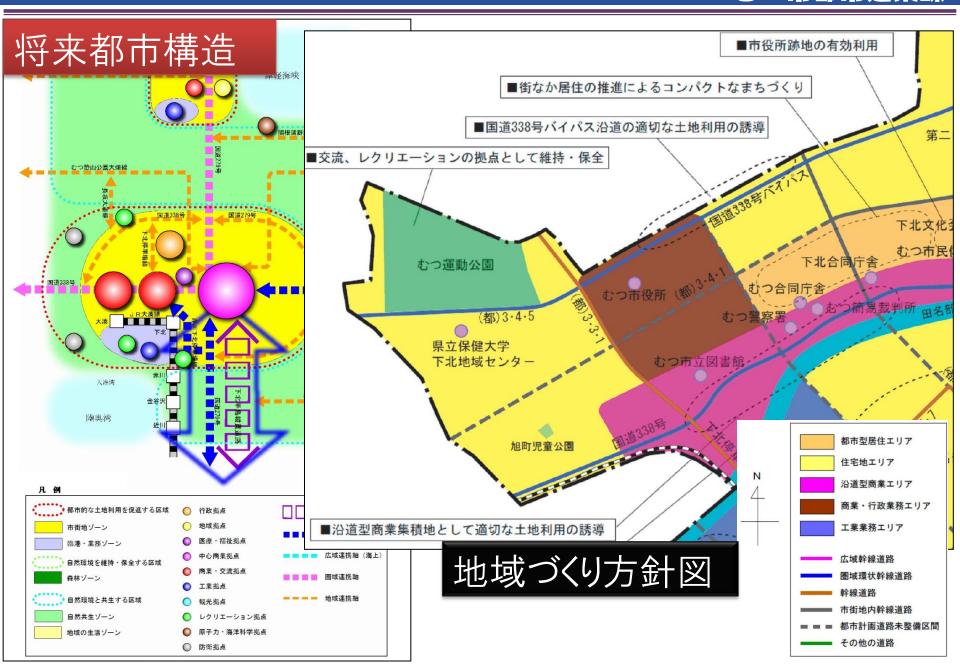


むつ都市計画区域マスタープラン むつ市都市建築課

目標とする市街地像

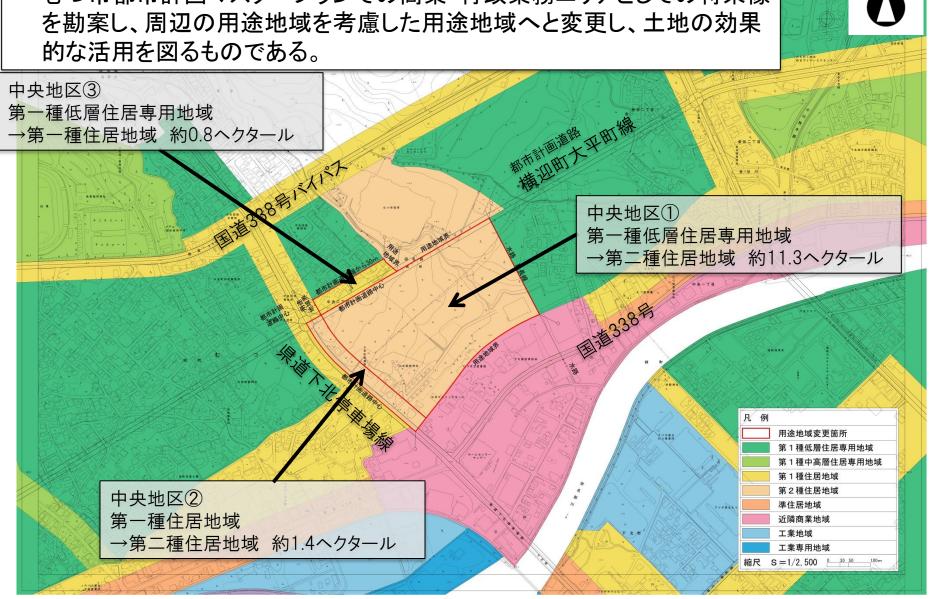


むつ市都市計画マスタープラン

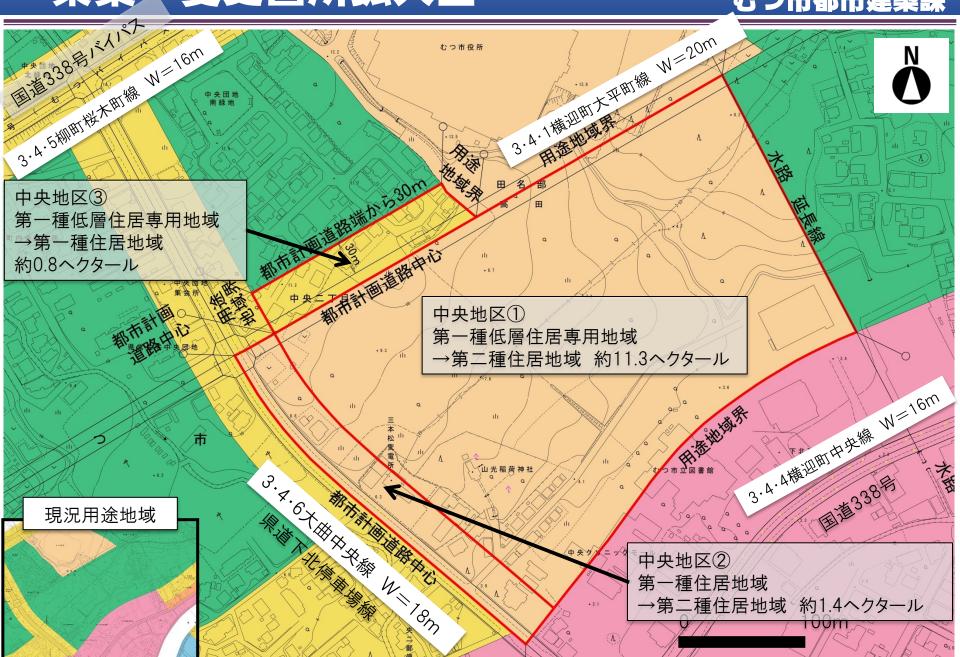


変更理由

むつ市都市計画マスタープランでの商業・行政業務エリアとしての将来像 を勘案し、周辺の用途地域を考慮した用途地域へと変更し、土地の効果 的な活用を図るものである。



素案。変更箇所拡大図



変更手続き 今後の予定

むつ市都市建築課

1. 本日の素案説明会 H24.3月22日 2. 素案への意見書受付(2週間) 3月23日~4月5日 原案作成 3. 原案説明会 4月下旬 4. 原案縱覧·公述人募集 4月下旬~5月中旬 5. 都市計画公聴会 5月下旬 案作成 6. 都市計画法第17条に基づく2週間の案の縦覧 6月中旬~下旬 17条縱覧:意見書受付 7. 第40回むつ市都市計画審議会 案審議 7月中旬

素案への意見提出方法

意見書について、特に市では様式を定めていません。

参考様式を作成していますので、よろしければご活用ください。

- 参考様式の入手方法
 - ▶ 素案説明会での配布、市ホームページからのダウンロード、 市本庁舎都市建築課都市計画グループ カウンター

記入必要事項

- 住所、氏名、電話番号
- 職業・お勤め先(任意)

明日からの意見受付は、Eメール、FAX、郵送、直接提出のみとします。 電話や口頭での意見は受付しませんのでご了承願います。

意見書受付期間:3月23日~4月5日

意見書提出先

- 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市建設部都市建築課都市計画グループ 用途地域変更係
- FAX:0175-22-9718
- Eメール: mt-toshiken03@city.mutsu.lg.jp